


最低賃金は、
暮らしの
支えです。

最低賃金 知っておきたい 7つのポイント!

必ずチェック最低賃金！
使用者も、労働者も



 厚生労働省

最低賃金制度とは、最低賃金法に基づき
国が賃金の最低限度を定め、
使用者は、その最低賃金額以上の
賃金を支払わなければならないとする制度です。

Point

1

最低賃金制度とは？

最低賃金制度とは、最低賃金法に基づき国が賃金の最低限度を定め、使用者は、その最低賃金額以上の賃金を労働者に支払わなければならないとする制度です。

仮に最低賃金額より低い賃金を労働者、使用者双方の合意の上で定めても、それは法律によって無効とされ、最低賃金額と同様の定めをしたものとみなされます。

したがって、最低賃金額未満の賃金しか支払わなかった場合には、最低賃金額との差額を支払わなくてはなりません。また、地域別最低賃金額以上の賃金額を支払わない場合には、罰則(50万円以下の罰金)が定められています。

Point

2

最低賃金の種類にはどのようなものがありますか？

最低賃金には、以下のとおり地域別最低賃金及び特定(産業別)最低賃金の2種類があります。

なお、地域別最低賃金及び特定(産業別)最低賃金の両方が同時に適用される場合には、使用者は高い方の最低賃金額以上の賃金を支払わなければなりません。

(1) 地域別最低賃金

地域別最低賃金は、産業や職種にかかわらず、都道府県内の事業場で働くすべての労働者とその使用者に対して適用される最低賃金として、各都道府県に1つずつ、全部で47件の最低賃金が定められています。

(2) 特定(産業別)最低賃金

特定(産業別)最低賃金は、特定の産業について、関係労働者が基幹的労働者を対象として、地域別最低賃金より金額水準の高い最低賃金を定めることが必要と認めるものについて設定されており、全国で250件(平成22年10月1日現在)の最低賃金が定められています。

最低賃金
7つのおポイント！
知っておきたい



Point

3

最低賃金はすべての人に適用されるのですか？

- (1) 地域別最低賃金は、セーフティネットとして、都道府県内の事業場で働く常用、臨時、パート、アルバイト、嘱託などの雇用形態や呼称の如何を問わずすべての労働者に適用されます。
- (2) 特定（産業別）最低賃金は、特定地域内の特定産業の基幹的労働者とその使用者に対して適用されます。（18歳未満又は65歳以上の方、雇入れ後一定期間未満で技能習得中の方、その他当該産業に特有の軽易な業務に従事する方などには適用されません。）

なお、一般の労働者より著しく労働能力が低いなどの場合に、最低賃金を一律に適用するとかえって雇用機会を狭めるおそれがあるため、次の労働者については、使用者が都道府県労働局長の許可を受けることを条件として個別に最低賃金の減額の特例が認められています。

- ①精神又は身体の障害により著しく労働能力の低い方
- ②試の使用期間中の方
- ③基礎的な技能等を内容とする認定職業訓練を受けている方のうち厚生労働省令で定める方
- ④軽易な業務に従事する方
- ⑤断続的労働に従事する方

最低賃金の減額の特例許可を受けようとする使用者は、最低賃金の減額の特例許可申請書（所定様式）2通を作成し、所轄の労働基準監督署長を経由して都道府県労働局長に提出してください。

使用者は、最低賃金の適用を受ける労働者の範囲、これらの労働者に係る最低賃金額、算入しない賃金及び効力発生日を常時作業場の見やすい場所に掲示し、又はその他の方法で労働者に周知させるための措置を取らなければなりません。



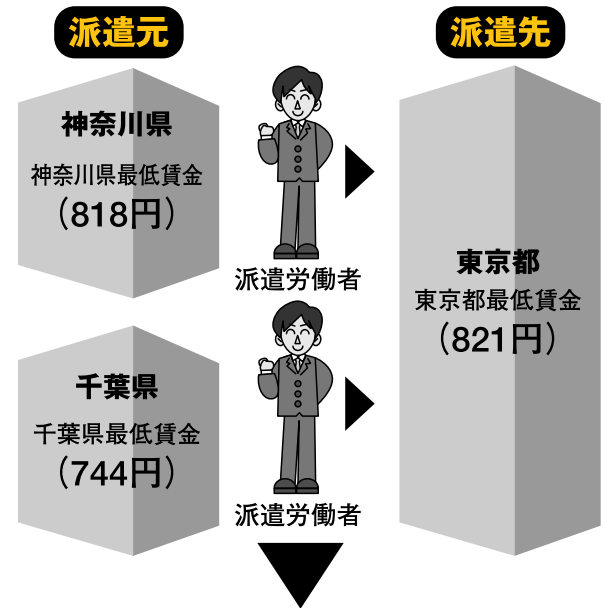
Point

4

派遣労働者への適用は？

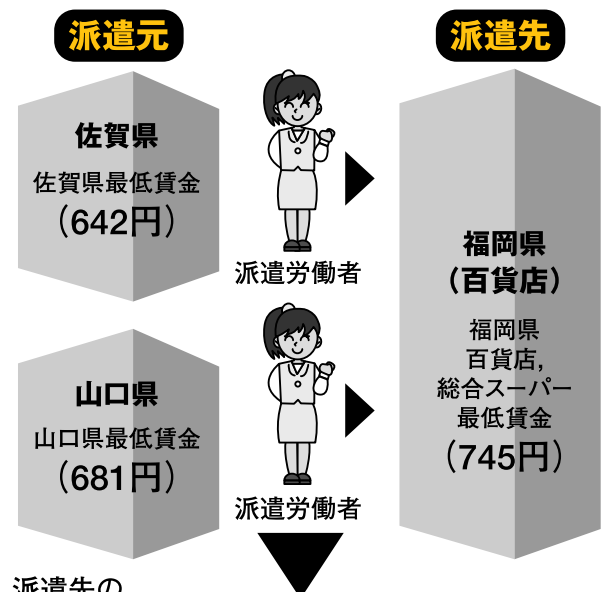
派遣労働者には、派遣先の最低賃金が適用されますので、派遣先の事業場に適用される最低賃金を把握しておく必要があります。

■派遣先の事業場が他地域にある例



派遣先の東京都最低賃金（821円）が適用されます

■派遣先の事業場に特定（産業別）最低賃金が適用されている例



派遣先の福岡県百貨店、総合スーパー最低賃金（745円）が適用されます

※金額は平成22年10月末日現在のものです。